

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

令和5年6月23日（金曜日）

厚生文教委員会

日時 令和5年6月23日（金曜日）午後1時30分 開会  
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 議案の審査  
第112号議案 「質疑・討論・採決」  
第113号議案 「質疑・討論・採決」
- 2 請願書の審査  
請願第1号 （仮称）新城・設楽風力発電事業の説明会の開催を求める請願書  
「説明・質疑・討論・採決」

出席委員（5名）

委員長 浅尾洋平 副委員長 山田辰也  
委員 カークランド陽子 今泉吉孝 鈴木達雄

欠席委員（1名）

長田共永

参考人

山本紗冬香

補助者

宮脇佐知子

説明のために出席した者

市民協働部の係長以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 田中秀典 議事調査課長 阿部和弘 書記 請井悠人

## 開 会 午後 1 時30分

○浅尾洋平委員長 ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

本日は、長田共永委員から欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

本日は、22日の本会議において、本委員会に付託をされました第112号議案及び第113号議案の2議案並びに請願1件について審査をいたします。

2議案の審査は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。

最初に、第112号議案 新城市市民自治会議条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 では、何点かありますので1つつお願いします。

第112号議案の本議案を提出に至った理由と経緯、主な改正内容を伺います。

○浅尾洋平委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 こちらの理由と経緯と改正内容ということですが、新城市自治基本条例の実効性を確保するために、市民自治会議の設置を規定しております。そのため、主に新城市自治基本条例について、この会議で検討しておるところでございます。

それで、今回この市民自治会議条例の見直しにつきましては、令和4年度の会議を開催していくに当たりまして、各委員から諮問内容について具体的に検討する事項を確認したところ、市民自治会議の役割について御意見が出されました。

そうした各委員からの会議の役割を、実際のところではグループに分かれまして検討しまして、市民自治会議の在り方等について情報共有を行いまして、最終的には所掌事務を見直すことに至ったところ です。

それから、最後の改正内容の主な変更のところですが、資料提供させていただきます

ましたが、新旧対照表のところと比較していただけだと思います。

第2条第1号、条例の運用及び普及に関することを改正した理由と併せて説明させていただきますが、第2条第2号、市長の諮問に応ずることを改正した理由については、新城市自治基本条例が施行され、既に10年が経過したことや、条例の普及に関することは、条例の運用の範疇と考えられるということはこの会議で諮られまして、市民自治会議の所掌事務として、条例の普及は規定しなくてもいいのではないかという意見が出されました。

そこで、市民自治会議は市長の諮問を受ける機関でありまして、調査、審議をして見解を示すことから、第1号を「市長の諮問に応じ、調査審議すること」として、第2号で「条例の運用に関し、市長に意見を述べること」としたところでございます。

次に、市民まちづくり集会に関することを削除した理由でございますけれども、先ほども申し上げたとおり条例施行から10年がたちまして、市民参加の仕組み、アンケートだとか意見交換、各種会議等が増えてきたところがございます。今では、市民まちづくり集会も条例の運用をしていくための1つとして考えられることから、市民まちづくり集会だけを特別に記載する必要はないのではないかというような意見が出まして、今回改正するというに至りました。

続いて、委員の任期を2年としたところですが、すけれども、こちらにつきましては今、15名で委員が見えますけれども、この各種団体から推薦を受けて選出される委員につきましては、年度途中で委嘱されるため、2年以内を任期とすることとしたところでございます。例えば、具体的には、地域協議会の委員さんがお見えになるんですけども、4月1日付で役を配役されるんですけども、実際には4月以降の会議等で推薦を受けて選出されるため、6月、7月から2年間の任務されることが実

情でございます、特にこの協議会の委員さんは地区から推薦されたりする関係で、4月1日から3月31日までの年度で区切られておることがあることから、任期を2年以内というところで、つけ加えさせていただいたところでは、

以上です。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 では、次に行きたいと思えます。

この所掌事務なのですが、市民まちづくり集会に関するものを削除するなど大きな変更点があったと思います。新旧の変更内容と合わせると、これはどのような理由かということ具体的に言っていただけますか。

○浅尾洋平委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 先ほどもちらっと触れさせていただきましたが、この条例ができた当初については、条例をつくった思いから普及しようということで、いろいろと委員さんたちも考えられて条例をつくられたという経緯があります。

そうしたときに、当時はまちづくり集会というものを、まず1つ、こういったもの、市民から意見を聴くということがありましたので、ここの文言を特に表に出して条例を制定してきたんですけども、これ以外に、市民から意見を聴く機会というのができたというところで、削ったというところがございます。

以上です。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 では、次は、第4条は、「市長が必要と認める者」から変わっていつてらるんですね、「市長が必要があると認める者」に改正してありますが、これ意味はどのような意味かちょっと分かりにくいものから、説明していただけますでしょうか。

○浅尾洋平委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 こちらのほうは、文言の整理をさせていただいたところで

ございまして、今、条例を制定する上での行政課の法務文書の担当と調整させていただきまして、特にこれだからこうしたというような理由はないんですけども、文言を今の実情の条例等に合わせてこちらに改正させていただいたといったところです。

以上です。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 これ改正するという方向なのですが、今後どのような効果が見込まれているか伺います。

○浅尾洋平委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 こちらのほうの条例につきましては、10年が経過されたところから市民にとって自治基本条例が分かりやすくなるように、市民となじみがあり、当然行政、議会とも関係があつて、これに携わって業務を行っていくというようなところで整理したところですので、分かりやすくなるというところが1番のところなんですけども、特に今後、効果というものは特に考えてはいませんか、言ったら変ですけども、これ自体で効果がどうこう変わるといったところはないということで御理解いただきたいと思えます。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 今、文言とか、それぞれの意味があるという、そういう説明を受けたのですが、私が感じるのは、市長が都合のいい方向に進んでいるように見えるんですね。で、委員もそちらに誘導されているような感じが非常にするのです。

この会議の座長というのは、もう長くやられている大学の先生だと思んですけど、いろんな問題が出たのですが、会議にちょっと出席して聞いてても、まず1つは難しい言葉と、それと、市長が不利にならないようなほうに進んでいる感じがするのですが、大学の教授は、実際この市民との会話というところで、アンケートとか自治に関する市民の意見

とかそういうものはどうやって集計したのでしょうか、伺います。この10年間ですね。平成25年4月からずっと来てるとのことなのですが、その間、市民の意見とか自治意識が何かというのは、どうやって皆さんから集めたかということをお伺いします。

○浅尾洋平委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 どういうふうに集めたかということ、ここではすぐに御回答ができないんですけども、そもそもこの委員長の大学教授なんですけども、委員長という立場をわきまえていただきまして、当然、中立公平で適正な御意見を言うてくださっているとと思います。

しかも、この自治基本条例そのものが、行政、議会、市民というところの立場をわきまえた上で、条例が、その3者がうまく回っていくような形でこの会議で諮っていただきまして実効性を生んでいくというような会議がこの会議でありますので、市長に偏ってるとかあるいは偏ってないというようなところの進め方はしていないと判断しております。

以上です。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 私はちょっと偏ってる感じがしたのですが、その中で、委員から私聞いたのですが、この自治基本条例の中では、市長のためにつくったものではなく、これ市民のためだって言ってるのですが、その中で、庁舎問題、最近だと、給食センターの問題がありましたけど、そのことについて会議の中でも取り上げられているんですね。

座長だった教授は、それはそれ、これはこれだということが出ていたのですが、自治基本条例というのは、市民に対する分かりやすい説明だったと思うのです。このときに、その重要案件を上げなかったというのはどうも腑に落ちないのですが、その案件、なぜその給食センターみたいな大きな問題をこの自治基本条例の中にある市民にちゃんと説明する

というところの中が、これが反映されてなかったかすごい不思議に思うのですが、その辺はなぜだったのでしょうかね。

会議に出ている方と行政側は考えが違うかもしれませんが、それが必要だったと私は感じましたが、いかがでしょうか。

○浅尾洋平委員長 吉林市民協働部長。

○吉林和久市民協働部長 今回のこの条例改正につきましては、市民自治会議条例の改正でありまして、自治基本条例の改正ではございませんので、今回その点はよろしく願いいたします。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 それは分かるのですが、前穂積市長は、市民を中心とした自治ということで進めていきたいと。だから、この会議も市民自治会議というのは市民が中心になっていくんですね。それで、ここで先ほど諮問機関という言葉があったんですが、普通その諮問機関ということになると上下関係でいうと、今、感じているのは、市民と行政側の対等、または市民のこの自治基本条例、これが新城市でいうと憲法に当たると思うのです。

これを諮問機関に持っていくということそのことが少し大きな問題ではないかと思うんですけど、これ上下関係については、前と同じという感覚でおるわけでしょうか。市長が諮問するということはどうも気になるんですけど。

○浅尾洋平委員長 吉林市民協働部長。

○吉林和久市民協働部長 そちらについては、自治基本条例のほうに記載されていることでもありますので、今回改正するところではございません。

なお、市民も議会も市も平等であると言われたようなところを今回改正するものではございませんので、よろしく願いいたします。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 そもそも、市民自治というところからスタートしているのに、この第4条

では、「市長が必要と認める者」から「市長が必要があると認める」って、市長が必要があると認めるということは市長が必要がないと認めるものについてはどういう意味合いなのでしょう。

○浅尾洋平委員長 吉林市民協働部長。

○吉林和久市民協働部長 先ほど課長からお答えさせていただいておるのですが、これは、私ら昔の者からすると「必要と認める者」というのが一般的な条例の文であったのですが、最近の主流としては、「必要があると認める者」というのが主流になってきたので、他の条例等も改正に合わせてこのような文言にしていくという統一が図られたということでございますので、よろしく願いいたします。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 では、第112号議案 新城市市民自治会議条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

この条例の中では、市長の諮問機関、第三者がもともと原則だったと私は思っていますが、これを変えていくと、実質、骨抜きになってしまうのではないかと私は感じます。

もともと、この条例については問題があったところがあるのですが、改正以前の話でも条例はつくったのですが魂が本当に入っていないか、魂を入れずに形だけ進んでいるのではないかという批判がありました。

なぜかといいますと、市民の心に届いていないからです。実際は、メンバーだけの意見をまとめた条例のように感じています。形骸化した条例は必要がなく、市民の意見より行

政側に有利な点が多々見受けられると私は感じています。

実際、市民に、実感、関心のない改正もそうですが、この実効性という言葉とか非常に分かりにくい言葉も多いということで、私はこの改正に当たっても、反対の立場としてこの討論をいたしました。よろしく願いします。

○浅尾洋平委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木達雄委員 私は、この第112号議案に賛成の立場で討論いたします。

この条例は、元の新城市自治基本条例、その実効性を担保するための市民自治会議というものを運営していこうという条例であります。

今回の改正点を見ますと、その、より実情に合った具体的なこの自治を進めるという部分に対する対応、それから、より能動的、主体的な活動となるような対応というような、そういった表記で、この第1条、第2条の1号、2号が表記されているように感じます。

ということで、今回の改正は、この新城市の市民自治をさらに進めるための、市民自治会議をより有効に動くようにするための条例改正であると考え、賛成といたします。

以上です。

○浅尾洋平委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了といたします。

これより第112号議案の採決に入りますが、この際起立しない委員の取扱いについてお諮りをいたします。

第112号議案の採決は起立により行いますが、起立をしない委員は本案に対し反対とみなすことにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 御異議がないので、そのように決定をいたします。

それでは、第112号議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○浅尾洋平委員長 起立多数と認めます。

よって、第112号議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第113号議案 新城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 では、2点ほどありますので。

この条例の一部改正の主な内容を伺います。

○浅尾洋平委員長 小林市民課長。

○小林利章市民課長 主な内容ですが、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が改正されました。そちらによって、マイナンバーカードだけでなく移動端末設備、いわゆるスマートフォンにも電子証明書の搭載が可能となりました。

それに合わせまして、コンビニエンスストアでの多機能端末機において、印鑑証明書などを発行するようなコンビニ交付というものをやっているのですが、そのマイナンバーカードだけでなく、スマートフォンでも印鑑登録証明書が発行できるように条例を改正するものです。

以上です。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 では次に、先ほどスマホの話があったんですけど、このスマホとの連動はどういうふうになるのでしょうか。どのような方法でやるのでしょうか。

○浅尾洋平委員長 小林市民課長。

○小林利章市民課長 国で設置されてますマイナポータルというウェブサイトがあるのですが、そちらからマイナンバーカードとスマホを使って連動させるようになっております。以上です。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 先ほどのスマホですけど、私もちょっと古いスマホを使ってて、マイナンバーカードのポイントがうまくできなかったりするんですけど、各会社のスマホが全て対応できるようなそういうシステムになっていきますでしょうか。

○浅尾洋平委員長 小林市民課長。

○小林利章市民課長 対応スマホなのですが、今のところ、Android製で、かつ国のほうのホームページでも公表されているのですが、200機種ほど。全てではございません。ですので、古いスマホですと対応してないものもあるかと思います。

以上です。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 マイナンバーカードを使ってコンビニで印鑑証明と住民票を私取ったことあるのです。

これは、同じように受け取るころはそういうところなのでしょうか。

○浅尾洋平委員長 小林市民課長。

○小林利章市民課長 取得方法についてはまだはっきりとしたものは聞いてはおりませんが、基本的にマイナンバーカードを使って証明書を取るような形と同じで、コンビニエンスストアにあるマルチコピー機にスマホをかざして、証明書を取っていただくような形になるかと思います。

以上です。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 今のマルチコピーなのですが、マイナンバーカードだと3回間違えると、市役所まで来て、もう一度入れ直すんですけど、その点はスマホの場合どうなっています

でしょうか。

○浅尾洋平委員長 小林市民課長。

○小林利章市民課長 そちらの暗証番号のロックにつきましても、スマホのほうも3回間違えてしまうと、やはり市民課のほうでということになってるかと思います。

以上です。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 そこで、最近の問題点なのですが、国会でも出てましたけど、マイナンバーのように、個人情報とかそういう漏れを心配するんですけど、その辺の漏れというのはないでしょうか。

○浅尾洋平委員長 小林市民課長。

○小林利章市民課長 セキュリティーにつきましては、あくまでも国のホームページ等を見たところなのですが、その電子証明書がスマホのすごいセキュリティーが固いところ、セキュリティーがすごく強くなっているところに格納されるということで、あとログインするには暗証番号が必要だったりというところでセキュリティーは強化されていると聞いております。

以上です。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 ちょっと繰返しになるんですけど、先ほど3回でロックするんですけど、マイナンバーカードとスマホと両方、間違えてはいけないんですが、両方とも片方が駄目だとロックするとかそういう関連とか、連動性があるのでしょうか。

○浅尾洋平委員長 小林市民課長。

○小林利章市民課長 そちらについてはちょっとはつきりとは分からないのですが、同じようにスマホでも、例えばスマホ2回、マイナンバーカード2回というような形でも、やはり3回は3回ですので、ロックはかかってくるかと思います。

以上です。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありません

か。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第113号議案を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

~~~~~

それでは、請願の審査のため暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1 時58分

再 開 午後 2 時00分

○浅尾洋平委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

請願者、奥三河の暮らしと健康を守る会から提出をされました（仮称）新城・設楽風力発電事業の説明会の開催を求める請願書を議題といたしたいと思っております。

本日は、参考人として、奥三河の暮らしと健康を守る会共同代表の山本紗冬香さん、補助者として、同じく共同代表であります宮脇佐知子さんの出席を得ております。

この際、委員長として私から一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しいにもかかわらず厚生文教委員会の請願審査のために御出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表して心から御礼を申し上げますとともに、

今日は忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、早速ではありますが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から請願に関して御説明や御意見を述べていただきます。その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、山本さん、よろしくお願いいたします。

**○山本紗冬香参考人** 私は、去年の初夏、今頃に、この新城の風力発電の計画を知ったんですけれども、それで、その知った時点で、周りの方に聞いたら、ほぼ95%ぐらいの方が御存じなく、計画そのものについても御存じなく、なおかつ、じゃあそれでどういう計画なんだろうと、何か意見を言うことができるのだろうかと思ってインターネットで調べましたら、もう去年の2月の時点で、既にその準備書の閲覧と、意見をそこに送る手順のステップは終了しております。それで、中部電力さんに問い合わせましたら、説明会をする計画はありませんと言われ、個別に説明をしに行きますので、グループなり個人なりで説明を聞いてくださいということでしたので、去年の8月に中部電力さんに来ていただき、新城市民は10名足らずでしたが、そこで説明をしていただきました。

その場で多くの質問が出たり、意見が出たりしましたが、中部電力さんが、書記の方を、ちゃんとレジュメを記録する方を連れてきていたにもかかわらず、その返答をする時間が、質問が多かったのも、なかったために、その場では回答できません。で、後日回答いたしますので、その質問内容のレジュメを送ってくださいとおっしゃって、レジュメがないと返事しませんみたいな感じだったので、とにかくレジュメだけは送ったんですけれども、メールがついたことも連絡がなく、もちろん

それに対する返答もなく、途中何回かメールとか電話にてどうなってるのですかという問合せはしましたが、随時、返答の準備ができ次第いたしますとは言われましたが、もうかれこれ1年近くたちますが、その返答はありません。

その後、じゃあ周知徹底のための情報について、周知のための努力されてるんですかということも言ってますけれども、個別に案内しますというお返事のみで、新城市に聞きましても、それは中電さんがそういう個別の説明をしますと言っていますからそれに任せてますみたいな感じで言われましたので、その説明されている内容も、説明会があったところに聞きますと、割ととてもいいものができるような内容で終わってるのですが。

そのメリット、デメリットも含め、積極的に知ろうとしてない市民に対しても、やっぱり知れば自分のこととして捉える方はたくさんいらっしゃると思いますので、今、現時点でまだ多くの方が事業のことを御存じなく、特に自分から知ろうとする関心もなく、いいものだと信じて推進しようとする方も多く、中にはむやみに不安に思っている方もおられ、そういう皆さんに対して、メリットも、あと問題点も合わせて、大勢の市民に対して、それこそアセスメントの公聴会とか、そういうものを開くべきではないのかと。それも日程1個ではなく、何回にも分けて、何箇所かで、鳳来のほうなんか全然知られてないみたいなんですけれども、新城市内広くそういう説明会なり、アセスメントの審議会なり、市民対象に行うべきではないかと思ひ、新城市が、中電さんこう言ってますからと、そういう対応ではなく、そこはきちんとそういう会を持ちなさいよと、認可云々の前に、そういうことをちゃんと努力してくださいよということ、新城市のほうから推していただきたいと思ひ、請願することにしました。

以上です。

○浅尾洋平委員長 ありがとうございます。  
以上で参考人からの説明、意見が終わりました。

それでは、次に、参考人に対する質疑に入りたいと思います。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言ください。また、委員に対しては質疑をすることができませんので御了解お願いいたします。

それでは、質疑に入りたいと思いますが、質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 私も、ここから見える本宮山のところですね、風力発電の計画が11年か12年前にあったと思います。健康被害が私たちにとって、これはいろんなところで証明されているのですが、関心のない方も結構多いと思います。

それで、先ほどの会の名前を聞きましても、やはり健康被害が出てほしくない。私は自然が侵されるのは非常に懸念して、その立場におるんですけど、実際近くに住んでいる方はこの健康被害がほかのところで出ているというのを聞いてるんですけど、どのような健康被害があるかという心配がなされていると思いますけど、どのような点でしょうか。

○浅尾洋平委員長 山本さん。

○山本紗冬香参考人 私もインターネットとか人から聞いたとか、そういう情報でしかないんですけども、低周波による不定愁訴、眠れないとか、頭痛がするとか、自律神経失調症が起きるとかそういうことと、あと断続的に起きる振動で調子が悪くなるということが心配されていることだと思います、健康については。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 行政側としては、利益を出さず、今回は中部電力さん、中部電力パワーグリッドですかね。実際の利害関係が各会社も

あるものですから強くは言えないのですが、しかし、健康被害の点からは、私たちが守るべきことだと思っています。

それで、今の活動というのは、ほかの議員にも知っていただく必要があるものですから、1点伺いますが、これは先ほど耳鳴りとか頭痛とかいろんな問題が実際出ているということも、私もちょっと調べました。それで、実際それに面してない、この作手にできたとしてもこの下のほうの人たちというのは感じてないと思うんですね。

ですから、その辺を訴えていただくような集まりとか、いろんな集会とか計画というのは、市民に知っていただくためにもいろんな活動はずっとされておりますでしょうか。

○浅尾洋平委員長 山本さん。

○山本紗冬香参考人 今までのところは、私たちが主体となってしている勉強会などは、今のところはありません。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑は。

山田委員。

○山田辰也委員 では、この活動を通して、新城市全体の問題として捉えて、この行政側からも一部の方のことでなくて、全体的に広げて、議会からもそういう問題点をあぶり出していききたいと。

例えば、設楽町では反対運動で署名が出たりしてますね。そういう方向につなげていきたいのではないかと私、思ったんですけど、そういう方向の希望とかそういうのがあったら言ってください。

○浅尾洋平委員長 山本さん。

○山本紗冬香参考人 今日の請願の段階では、反対の署名とかそういう問題ではなくて、皆さんが知らないことそのものが問題だという、そういう立場での請願でして、この後どういう動きになるかというのは、また市民の皆さんが御判断なされればいいことだと思うんですけども、今の段階では、広く、正しく知らせていただくということを希望して、請願し

たいと思います。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 そうですね、こうやって請願を出していただいて初めて気がつくんですけど、実は、太陽光の問題が随分前からあって、そういう声もあったのですが、なかなか小さい声を拾い集められなかったものですから、こういう請願が出たというのは、市民の声を聴くというのは非常にいいと私は思っています。

それで、山本さんが希望するような方向に私も応援していきたいと思っていますので、今後、絶え間ない努力と、設楽町でもこれと同じだと思うんですね。

ですから、反対ありきというと、賛成して人もいるかもしれないものですから、広く市民に知ってもらうように、私としては応援していきたいと思っていますので、今後いろんな努力も大変だと思いますけど、頑張っていていただければよろしいかと思います。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 請願の内容ですけれども、話の中にもありましたけれども、広くというか新城市内の広範囲でということですが、広範囲というのはどの程度と考えられているのか、伺います。

○浅尾洋平委員長 山本さん。

○山本紗冬香参考人 今、厚生労働省で認識されている健康被害の範囲は2キロ圏内程度なんですけれども、海外ですとか、そういう専門の研究者の間では、もっと広く10キロ、20キロの圏内でも起きるとか、それは平地の話ですので、山の上に造られた場合、谷に響く場合、そういう場合の検証というものはされていないんですね、今。

しかも、今できる計画の風車は、現段階で最大級のものができていることになっていますので、厚生労働省が出している被害のエリアの

中に収まるかどうかは全く分からず、もしかしたら、新城のこの山の下のこの市街地のエリアでも健康被害が起きないとも限らないということを調べて知りまして、これは遠いからといって無関心ではいけない事案なのではないかと思ひまして、新城市内全域に知っていただくように、計画地域は先ほどから、作手とか設楽とかいう名前しか出てませんけれども、鳳来もかかっていますので、鳳来の方、本当に知らないの、もう新城市内全域にそういう計画があるということを知っていただきたい。

しかも、できる計画地域に山を持つ方は、何もその近くに住んでいらっしゃる方だけではなく、市外も含め新城市内全域にお住まいだと思います。

それで、新城の市内に広く知ってもらい、なおかつ内容もいいことだけではなく、なかなか耳触りのいい計画の内容ではなく、実際、今、各地でどういう問題が起きているかも含め、説明していただきたいと思っています。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了といたします。

本日は、誠にありがとうございました。

~~~~~

この際、しばらく休憩をいたします。

休 憩 午後2時19分

再 開 午後2時24分

○浅尾洋平委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

これより討論を行います。

討論はありませんか。

カーランド委員。

○カーランド陽子委員 では、採択の立場で討論させていただきたいと思います。

こちらの請願は、(仮称)新城・設楽風力発電事業に関する説明会を広く開催してほしいという請願です。

請願者のお話によりますと、個人的に個々小さな個別の説明会は行われているものの、なかなかお返事をいただけないような状態が続いている。また健康被害も、請願者の方が調べたところによると、広い範囲での健康被害もあるのではないかという情報もあり、やはり不安に思っている方もいらっしゃる。また、もしくは全く知らない方もたくさんいらっしゃるということで、もっと広く、メリット、デメリットを含み丁寧に説明会を開いてもらえるよう、事業主に市のほうから要請をしてくださいという請願で、市としても、市内で市民に関わることでありますので、積極的に関わっていくべきと考え、採択の討論とさせていただきます。

○浅尾洋平委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なしと」呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

では、討論を終了いたします。

それでは、これより採決を行います。

本請願を採択することに異議ありませんか。

〔「異議なしと」呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本請願は採択すべきものと決定をいたしました。

~~~~~  
以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

これもちまして、厚生文教委員会を閉会といたします。

閉 会 午後2時26分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 浅尾洋平